



# 地区(自主防災組織版)防災マップ

## 作成の手引き



秋田県  
**大仙市**  
総合防災課



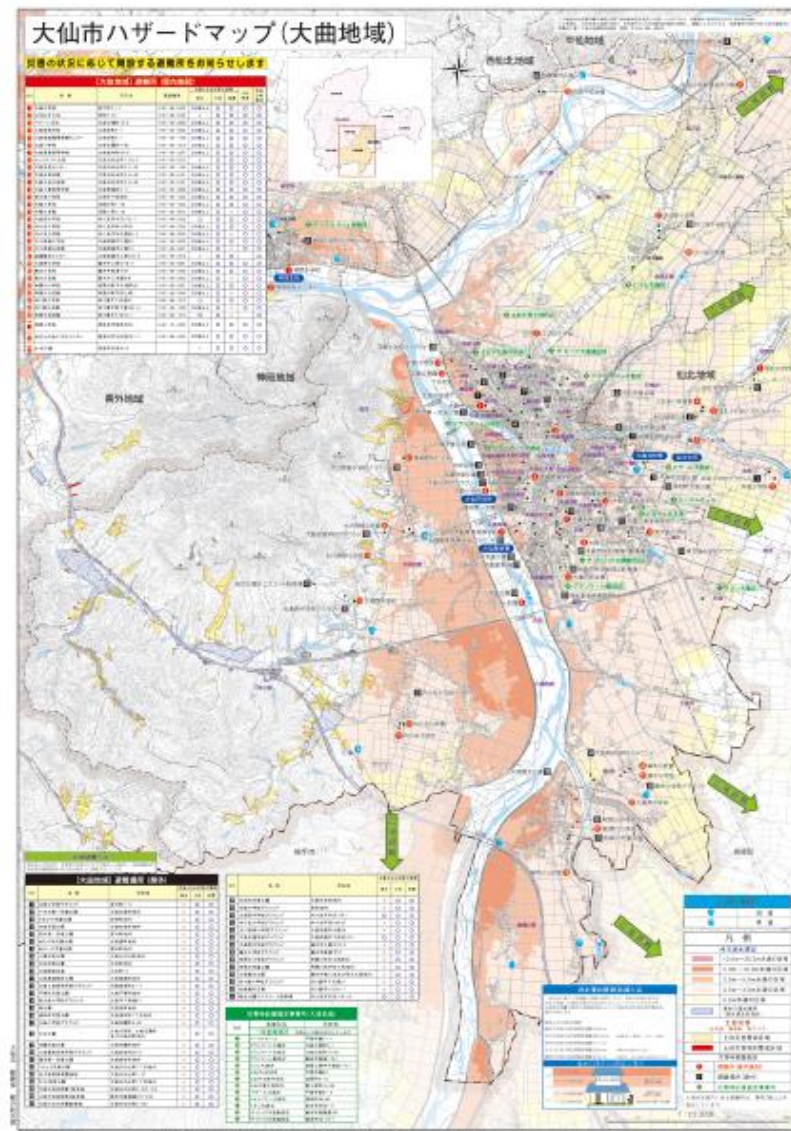
# 地区（自主防災組織版）防災マップとは

## ■地区防災マップとは

皆さんの住む町内や集落で、災害時に役立つ施設や危険な場所を書き込んだ地図が「地区防災マップ」です。

令和3年度に改訂した各地域版のハザードマップに掲載している河川の浸水想定や避難場所・避難所だけではなく、避難の際に集合する場所、消火栓・防火水槽の位置、避難経路、危険箇所などの情報を自主防災組織の皆さんで意見を出し合いながら作成することで、情報を共有することができます。また、このときの共有された情報は災害時の命を守る行動に必ず役立ちます。

地区の状況を一番良く知る皆さんが情報や意見を出し合い、共に助けあい「逃げ遅れゼロ」を実現するためにオリジナルの「地区防災マップ」を作成しましょう。



地域版ハザードマップ（大曲）

# 手順① 事前準備

## ■ 用意する物

- 各地域版のハザードマップ  
(R4.4.1号広報と同時配布)
- 作成の元となる地図  
(右図のとおり。市で提供)
- 作成のマニュアル(本書)
- 付せん、円型シール、のり、筆記用具 など



作成の元となる白地図(最大A2サイズで印刷します)



各文房具



浸水想定を着色した地図(最大A2サイズで印刷します)

# 手順① 事前準備

## ■ マップは地域全体で作る

マップの作成は、地域の皆さんで集まって行いましょう。

自治会の役員のみで作るのではなく、小・中学生等の若い世代も交えて、幅広い世代の意見を取り入れましょう。

「逃げ遅れゼロ」を実現するためには、地区防災マップの作成と同じくらい「地域の避難体制」が重要になります。

集合場所や避難経路、自力での避難が難しい高齢者の安否確認など、避難時に特に重要となる情報を話し合い、地域で共有しましょう。

### 【話し合う内容の例】

- 過去の災害発生箇所や危険箇所
- 緊急時の集合場所の決定
- 安否情報の連絡体制
- 避難行動要支援者の避難支援(誰が誰を助けるか)など



# 手順② 地区防災マップの作成

## ■ 自宅と指定避難所の位置を確認

作成の元となる地図を広げ、自分が住んでいる場所と避難先である避難所を確認しましょう。

屋内施設の避難所は、右図のとおり各地域版のハザードマップに掲載しています。

なお、避難所は災害の種類やその時の状況に応じて開設します。開設する避難所は防災メールや防災ラジオ、テレビ、広報車などを通じてお知らせします。

大仙市ハザードマップ(大曲)

災害の状況に応じて開設する避難所をお知らせします

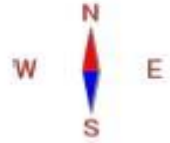
[大曲地域] 避難所 (屋内施設)								
NO	名称	所在地	電話番号	対象となる災害の種類			AED設置	特設公衆電話
				浸水	土砂	地震		
①	大曲中学校	若竹町7-17	0187-63-2222	○2階以上	○	○	○	○
②	はびねす大仙	幸町2-70	0187-88-8722	×	○	○	○	○
③	ペアーレ大仙	大曲中通町10-6	0187-63-8600	○2階以上	○	○	○	○
④	大曲高等学校	大曲栄町6-7	0187-63-4004	○2階以上	○	○	○	○
⑤	大曲地域職業訓練センター	大曲田町3-1	0187-62-1726	○2階以上	○	○	○	○
⑥	大曲小学校	大曲花園町4-88	0187-63-1018	○2階以上	○	○	○	○
⑦	大曲農業高等学校	大曲金谷町26-9	0187-63-2257	○2階以上	○	○	○	○
⑧	サンクエスト大曲	大曲日の出町1-23-3	0187-63-5572	×	○	○	○	○
⑨	大曲交流センター	大曲日の出町2-7-53	0187-63-1105	○2階以上	○	○	○	○
⑩	大曲市民会館	大曲日の出町2-6-50	0187-63-6101	○2階以上	○	○	○	○
⑪	大曲中央公民館	大曲日の出町2-6-80	0187-63-6151	○2階以上	○	○	○	○
⑫	大曲工業高等学校	大曲栄町3-17	0187-63-4060	○2階以上	○	○	○	○
⑬	東大曲小学校	大曲字下高畑1	0187-63-1020	○2階以上	○	○	○	○
⑭	花屋小学校	花屋中町1-40	0187-63-1022	○2階以上	○	○	○	○
⑮	花屋公民館	花屋上町5-18	0187-62-3012	○2階以上	○	×	○	○
⑯	大曲西中学校	内小友字中沢176-1	0187-68-2222	○	○	○	○	○
⑰	内小五小学校	内小友字西ヶ科35	0187-68-2345	○2階以上	○	○	○	○
⑱	内小五公民館	内小友字北園88-7	0187-68-2023	○2階以上	○	×	○	○
⑲	大川西小学校	大曲西郷字小畑20	0187-68-3030	○2階以上	○	○	○	○
⑳	大川西公民館	大曲西郷字小畑10	0187-68-3531	○2階以上	○	×	○	○
㉑	道徳館センター	大曲高瀬字上野150-2	0187-68-2372	×	○	○	○	○
㉒	大曲南中学校	藤木字上野中70-2	0187-65-2091	○2階以上	○	○	○	○
㉓	藤木小学校	藤木字新道下87	0187-65-2420	○2階以上	○	○	○	○
㉔	藤木公民館	藤木字乙本藤木8	0187-65-2823	○2階以上	○	×	○	○
㉕	角屋川小学校	角屋川町字大畑町98	0187-65-2291	○2階以上	○	○	○	○
㉖	角屋川公民館	角屋川町字西上町1	0187-65-2545	○2階以上	○	×	○	○
㉗	四ツ屋小学校	四ツ屋字下吉道81	0187-68-1513	○	○	○	○	○
㉘	四ツ屋公民館	四ツ屋字下吉道162-4	0187-68-1500	○2階以上	○	×	○	○
㉙	松島平成会館	四ツ屋字小又35-1	0187-68-1410	○	○	×	○	○
㉚	神岡小学校	神岡字神岡高寺52	0187-72-2222	○2階以上	○	○	○	○
㉛	山まふれあい文化センター	長良内字元田茂木7-1	0187-69-3333	○2階以上	○	○	○	○
㉜	さくら会館	高瀬字西茂木10		×	○	○	○	○

[大曲地域] 避難所 (屋内施設)								
NO	名称	所在地	電話番号	対象となる災害の種類			AED設置	特設公衆電話
				浸水	土砂	地震		
①	大曲中学校	若竹町7-17	0187-63-2222	○2階以上	○	○	○	○
②	はびねす大仙	幸町2-70	0187-88-8722	×	○	○	○	○
③	ペアーレ大仙	大曲中通町10-6	0187-63-8600	○2階以上	○	○	○	○
④	大曲高等学校	大曲栄町6-7	0187-63-4004	○2階以上	○	○	○	○
⑤	大曲地域職業訓練センター	大曲田町3-1	0187-62-1726	○2階以上	○	○	○	○
⑥	大曲小学校	大曲花園町4-88	0187-63-1018	○2階以上	○	○	○	○
⑦	大曲農業高等学校	大曲金谷町26-9	0187-63-2257	○2階以上	○	○	○	○
⑧	サンクエスト大曲	大曲日の出町1-23-3	0187-63-5572	×	○	○	○	○
⑨	大曲交流センター	大曲日の出町2-7-53	0187-63-1105	○2階以上	○	○	○	○

# 手順③ 地区防災マップの作成

## ■ 一次避難場所（集合場所）の決定

- ・実際に避難する際は、地区の皆さんで一度集まり、逃げ遅れた人がいないか確認してから避難所に避難します。その際に集まる一時避難場所（集合場所）を決めて下さい。
  - ・公園や地区の会合で利用する会館など、地区の誰もが知っている場所や、通い慣れた道を選ぶとスムーズな避難に繋がります。
- ※地区内に避難所がある場合は、直接避難所に避難しても構いません。



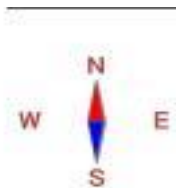
一次避難場所

A町の例：集合場所を設定し、印として緑色の円型シールを貼付けました。

# 手順④ 地区防災マップの作成

## ■危険になる場所を確認

- 地域の危険箇所について皆さんで意見を出し合い、地図に記入します。過去に起こった災害の実例を話し合うと、イメージがしやすくなります。この意見交換が発災時の命を守る行動に結び付きます。積極的に意見交換しましょう。



危険な空き家

古いブロック塀

内水氾濫

狭い道・林道  
(倒木の恐れ有り)

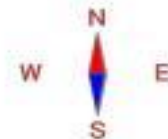
### 【危険箇所の例】

- 浸水の危険がある低地
- 過去に災害があった場所
- 増水すると危険な水路や側溝
- 崩れそうな急傾斜地、ガケ地
- 危険な建物や空き家
- 崩れそうな古いブロック塀
- 狭い道、袋小路、暗い道路
- ため池 など

# 手順⑤ 地区防災マップの作成

## ■ 災害時に役立つ施設を確認

- ・ 防災施設や災害時に役立つ施設について、皆さんで意見を出し合い、地図に記入していきます。



災害時応援協定  
締結事業所

病院

消火栓

消火栓

内水氾濫

AED

### 【役立つ施設の例】

- 消防署、交番（派出所）
- 病院、医院
- 災害時応援協定締結事業所
- 消火栓、防火水槽
- 地域で所有する防災倉庫
- AED設置場所
- 公衆トイレ、公衆電話

など



# 手順⑥ 地区防災マップの作成

## ■ 避難行動要支援者名簿の確認

- 自治会名簿や自主防災会名簿等を参考に、避難時に他の人の助けが必要な世帯を話し合います。この時、自力で避難することが困難な高齢者や障害者の逃げ遅れが無いように「誰が誰を助けに行くのか」について話し合しましょう



The map shows a residential street grid. A green dashed line outlines a specific area. A red dashed line outlines another area. A large light green area on the right is labeled '内水氾濫' (Internal flooding). Various colored dots (yellow, blue, red) are placed on the map, with blue dashed lines connecting them to labels. A house icon with a heart is also present.

車いす使用者

高齢者一人世帯

内水氾濫

※「避難行動要支援者名簿」を大仙市社会福祉課で作成しておりますので、ご参考にしてください。

# 手順⑦ 地区防災マップの作成

## ■ 避難経路と班編制

- 「一次避難場所」から「避難所」までの避難経路を設定します。  
一時避難所への避難は、班単位で行うことを推奨します。「地域で結成済みの班」「町内会の集金区域」「同じゴミ集積所を使っている範囲」などで避難班を作り、班ごとの集合場所に集まって、逃げ遅れた人がいないか確認してから避難しましょう。



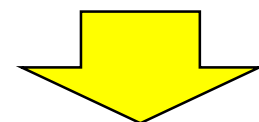
# 手順⑧ マイ・タイムラインの作成

## ■ 災害時行動計画の作成

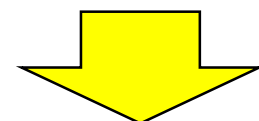
マイ・タイムラインとは、台風の接近や豪雨予報がされた際に、「いつ」「どのような」避難行動を取るべきか、あらかじめ整理したものです。

水害は避難のタイミングを誤ると、道路の冠水・土砂災害等による、避難中の危険度が増大します。次のページに記載された作成例を参考に、どの「警戒レベル」でどのような「避難行動」をとれば良いのか話し合い、「逃げ遅れゼロ」を目指して自主防災版のマイ・タイムラインを作成しましょう。「地区防災マップ」と「マイ・タイムライン」を組み合わせることで、より実践的なマップが作成できます。

いつ



何を見て



どのように避難するか



# 手順⑧ マイ・タイムラインの作成

## ■ 地区防災マップ版「マイ・タイムライン」の作成

	警戒 レベル 1	警戒 レベル 2	警戒 レベル 3	警戒 レベル 4	警戒 レベル 5
避難行動	災害への心構えを高める	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難に備えマイ・タイムライン、地域防災マップを確認</li> <li>自宅周辺の安全確認</li> </ul>	マップに記載された「 <b>避難行動要支援者</b> 」宅に <b>避難支援を実施</b> 。避難後は自治会長に報告を入れること。	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>緊急避難を開始</b>。指定された各班の集合場所に集合の上、逃げ遅れがないか確認し、「<b>〇〇町内会館</b>」へ移動。再度逃げ遅れがないか確認し、<b>会館に保管されている災害備蓄品を持って、「〇〇中学校」へ移動</b>。</li> </ul>	災害が発生している状態。命を守るための最善の行動をとる。(垂直避難等)
避難に関する情報 (大仙市)			高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
〇〇川 水位情報		氾濫注意水位到達 (〇〇m)	氾濫警戒水位到達 (〇〇m)	氾濫危険水位到達 (〇〇m)	氾濫発生情報
気象情報	早期注意情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水注意報</li> <li>大雨注意報</li> </ul>	洪水警報	土砂災害警戒情報	大雨特別警報 (浸水害) (土砂災害)

# 手順⑨ 地区防災マップの作成

## ■ 防災関連情報の掲載

地図の余白部分に、「災害に関する情報」や「連絡網」「地区の約束ごと」などを掲載することで、災害時により実践的なマップとなるほか、日頃からの防災意識の啓蒙に繋がります。

掲載する情報は下記のとおり市で用意していますので、必要な情報をピックアップして掲載します。

- |                   |                  |                     |
|-------------------|------------------|---------------------|
| 1. 避難の心得          | 6. 避難に関する用語      | 11. 緊急連絡メモ          |
| 2. 避難時の持ち出し品      | 7. 災害用伝言ダイヤルの使い方 | 12. 火災初期対応の3原則      |
| 3. 非常備蓄品の例        | 8. 雨の降り方の解説      | 13. 火災時の避難する7つのポイント |
| 4. 非常持ち出し品チェックリスト | 9. 土砂災害の種類       | 14. 水位観測所の基準水位      |
| 5. 警報の種類          | 10. 緊急連絡網        | 15. マイ・タイムライン など    |

## 【掲載する情報のイメージ】

### 雨の降り方の解説

#### ● 雨の降り方と危険性

洪水災害は雨によって起こります。天気予報などにより大雨の情報が伝えられますが、皆さん自身でも雨の降り方に注意し、洪水の危険を感じたら早めに安全な場所へ避難しましょう。

<b>やや強い雨</b> 1時間に10～20mmの雨	<b>強い雨</b> 1時間に20～30mmの雨	<b>激しい雨</b> 1時間に30～50mmの雨	<b>非常に激しい雨</b> 1時間に50～80mmの雨	<b>猛烈な雨</b> 1時間に80mm以上の雨
				
地面一面に水たまりができ、話し声が聞き取りにくくなります。 風雨になりそうなら、警戒が必要です。	どしゃ降りや雨、傘をさしてもぬれてしまうほどの雨です。 洗濯があふれ、小規模のものがぬれる心配もあります。	バケツをひっくり返したように降る雨です。 小規模の土砂災害が起こりやすく、道路が川のようになる場所もあります。	滝のように降り、あたりが水しぶきで白っぽく、視界が悪くなります。災害の発生の可能性が非常に高まります。	息苦しくなるような圧迫感があり、恐怖を感じるような雨です。大規模な災害が発生する可能性が高く、最悪な警戒が必要です。

### 非常備蓄品の例

非常備蓄品は、災害復旧までの数日間(最低3日分)を生活できるように準備しておきましょう。

<b>飲料水</b> 飲料水は、1人1日約3リットル必要です。ペットボトルやプラスチックタンクで用意しておきましょう。	<b>非常食品</b> 米(レトルト、アルファ米、など)が便利)、缶詰食品、ドライフーズ、調味料。さらに、チーズ、チョコレートなどの高カロリーのものを用意しておきましょう。	<b>燃料</b> 卓上コンロ(ガスボンベも)、圆形燃料、ライターを用意しておきましょう。	<b>その他</b> 洗面用具、傘、やかん、バケツなど。また毛布、寝袋、エアーマット、プラスチック食器などのアウトドア用品は大変便利です。
			

作成例は次ページへ ⇒

# 手順⑨ 地区防災マップの作成

## 【A町の作成例】



# 手順⑩ 印刷、補助金申請

## ■ 印刷、補助金申請の流れ

印刷及び補助金申請の流れは次の1～3のとおりです。

1. 作成した防災マップを持参して総合防災課または各支所市民サービス課へおいでください。防災マップの内容を確認します（場合によっては修正作業が入る場合があります）。また、補助金の申請方法についてご説明します。
2. 印刷は自主防災組織から任意の印刷業者に直接依頼していただきます（次ページ参考）。印刷業者と印刷枚数や費用、デザイン等の調整を行ってください。  
※印刷業者への元地図やマップの周りに掲載する防災情報のデータ提供は市が行います。
3. 印刷作業に入る前に、「完成マップのサンプル」を持参して総合防災課、または各支所市民サービス課へおいでください。

# 手順⑩ 印刷、補助金申請

## ■ 補助額

地区防災マップ作成費の全額を補助（上限あり）します。なお、申請は3年度につき1回までとなります。上限額は世帯数に応じて次の①～③のとおりです。

① 200世帯未満 = **5万円**、② 200世帯以上500世帯未満 = **7万5000円**、③ 500世帯以上 = **10万円**

## ■ 対象経費

- 消耗品（筆記用具、用紙、付せんなど）
- 使用料（会場使用料など）
- 印刷製本費（地区防災マップの印刷製本費）
- その他、有効なものとして市長が認める費用

※「消費税」「送料」「振り込み手数料」等の別途発生する費用は補助対象外です。

※補助金の額に100円未満の端数が生じるときは、切り捨てとなります。

## ■ 必要な書類

- 活動計画書
- 必要経費の領収証
- 訓練状況の写真
- 作成した地区防災マップ



# 手順⑩ 印刷、補助金申請

## 【参考情報】大仙市内の印刷業者

市に業者登録されている又はタウンページ（2022年5月発行）の印刷業務に掲載されている業者のうち、地区防災マップの印刷が可能な業者は下表のとおりです。なお、掲載以外の業者でも印刷可能な場合がありますので、詳しくは所望の業者に直接ご確認ください。

業者名	住所	問い合わせ先
(株)販促	大曲福見町7-67-16	0187-63-0654
(株)仙北印刷所	大曲栄町10-23	0187-63-2121
(有)佐藤印刷所	大曲丸の内町3-34	0187-62-2492
(株)三森印刷	福田町12-29	0187-62-0433
大曲タイプ社	大曲栄町13-64-8	0187-62-0197
(株)秋田精巧堂	大曲丸の内町3-5	0187-62-2340
高橋印刷所	大曲黒瀬町8-24-3	0187-62-0135
謄写堂印刷	大曲花園町21-20	0187-62-1389

# 手順⑪ 訓練の実施

## ■ 地区防災マップの理解度を高める

地区防災マップをもとにして避難訓練を実施し気付いたことなどを話し合い、防災マップやタイムラインの理解度を高めましょう。（訓練に要した経費は市の補助制度が活用できます。）

なお、地区防災マップの作成経費の補助は3年度に1回までです。

## ■ 防災訓練活動費の補助制度について

### ◎ 対象となる訓練

※ 2つ以上の訓練を組み合わせて実施してください。

（炊き出し訓練を実施する場合は3つ以上実施してください）

情報収集・伝達訓練、初期消火訓練、救出・救護訓練、避難誘導訓練、炊き出し訓練、給水訓練、図上訓練 など

※補助金額につきましては、総合防災課または、各支所市民サービス課までお問い合わせください。

